

令和6年12月1日

脱退一時金の支給要件変更について（令和6年）

令和6年12月1日施行の確定拠出年金制度改正により、確定拠出年金以外の企業年金制度加入者、国家公務員、地方公務員の方でも、以下の支給要件を満たす場合には脱退一時金のご請求が可能となります。

【脱退一時金（附則第3条）の支給要件】

以下のいずれかに該当し、下記の要件1～5を全て満たす方のみ受給可能です。

- ・国民年金保険料の納付免除等の承認を受けている方（※）
- ・日本国籍がなく日本に住所を有しない方（第2号、第3号被保険者を除く）
- ・20歳未満の方（第2号被保険者を除く）
- ・確定拠出年金以外の企業年金制度加入者、国家公務員、地方公務員のいずれかであり、当該制度の掛金相当額が5万円を超え、個人型確定拠出年金（iDeCo）加入者掛金の最低額を下回る方

※障害基礎年金等の受給権者であること、国立保養所等の入所者であること、出産前後の一定期間に該当することのいずれかにより国民年金保険料の免除を受けている方は除きます。

1. 60歳未満であること
2. 企業型確定拠出年金の加入者ではない
3. 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではない
4. 最後に企業型確定拠出年金の資格を喪失した日（加入者資格喪失日）から2年以内であること
5. 通算拠出期間が5年以下、または年金資産（個人別管理資産額）が25万円以下のいずれかを満たすこと

※ 個人型確定拠出年金（iDeCo）、または企業型確定拠出年金にも別の口座をお持ちの場合は、それら口座の期間・資産を合算した上で要件を満たしているか判定することとなります。

※平成28年12月31日以前に企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失し、かつ平成28年12月31日時点で加入者資格を喪失している状態の方への経過措置として適用されている脱退一時金の支給要件の変更はございません。

以上